

白岡ニュータウン自治会役員候補者選任要領

(目的)

第1条 本要領は白岡ニュータウン自治会規則（以下「規則」という）第4章役員について、その候補者選出の方法を補足し併せてその標準的な工程を定めるものである。

(役員の任期)

第2条 規則第20条（1）号に規定されている役員の任期に関しては、自治会運営の継続性ならびに合理性の観点から各々の役員は実行上、原則として連續2年間役員を務めることが望ましい。

(役員候補者の選出等)

第3条 役員候補者は会員の中から募集し規則第17条の規定により班長会にて決定する。

- 2 役員候補者の選出に際しては選考委員会がその任に当たる。
- 3 選考委員会は会長、副会長及び各班の責任者等により構成される。
- 4 会長候補者は役員候補者の中から選出する。
- 5 会長候補者ならびに役員候補者選出のための標準工程は別表に定める。

(会長の要件)

第4条 自治会を代表する会長の要件は次の各号に定める

- (1) 1年間の役員経験を有すること
- (2) 自治会規則第20条第1号の規定にかかわらず、会長の任期は2期（2年）とし、再任は妨げない。

1. 本要領は2001年9月1日の役員会決議により実施する。
2. 2016年1月9日役員会決議により一部追記変更し実施する。
3. 2018年11月3日役員会決議により一部追記変更し実施する。